

尼崎市総合計画審議会 第2回第1分科会 議事録

日時	平成29年5月17日(水)18:00~
場所	尼崎市役所 議会棟 第1委員会室
出席委員	梅谷委員、川野委員、松井委員、上村委員、徳田委員、原田委員
欠席委員	久委員、稲垣委員
事務局	中川政策部長、堀井政策部政策課長、政策課職員

1 開会

資料の確認、事務局等の紹介
会議録の公開について
議事録署名委員の指名

2 後期まちづくり基本計画 骨格(案)について

(分科会長)

本日は審議事項が多いので、早速、議題に移りたいと思います。

まず、「後期まちづくり基本計画 骨格(案)について」の説明を事務局にお願いいたします。

(事務局)

(資料第1号-1、第1号-2について説明)

(分科会長)

本日の分科会次第3「施策別の取組(各論)について」を中心に議論いたしますが、その前提として、事務局から人口減少、少子高齢化の進行等の人口動態、あるいは、総合戦略の目標がどうか、前期まちづくり基本計画からどのように修正されたのか等、議第3で議論する際の知識として必要になるものを説明していただきました。

今説明していただいた部分については、今後、専門部会で中心的に議論することになりますが、是非この分科会の委員の皆様からのご意見、ご提案がありましたら頂きたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

◆ 施策06と07の扱いについて

(委員)

施策評価を実施して施策の再構築が行われていますが、今後の議論の中で施策06「地域福祉」と施策07「高齢者支援」は内容的にかなり重複するところが見られるので、一体にして考えても良いのではないかと思います。その辺りは一つにすることを考えなくても良いという判断でしょうか。

(事務局)

施策 06「地域福祉」と施策 07「高齢者支援」を一体化するかどうかについては、施策 06「地域福祉」の範囲が広く、施策 01「地域コミュニティ」にも通じるところがあるので、その辺りをどうするかという議論はありました。ただ、今回につきましては、前期まちづくり基本計画から引き続きの後期まちづくり基本計画ということで、今回の後期まちづくり基本計画についてはこのまま分けて進めようというのが事務局の考え方となっています。

(委員)

重複する部分がありますので、その点はどうなるのでしょうか。

(分科会長)

施策 06「地域福祉」と施策 07「高齢者支援」については、福祉の大きな課題として高齢者関係が挙げられるかもしれませんが、福祉課題はそれだけではなく、例えば、制度の狭間で生活に困窮されている方や障害のある方も「地域福祉」に含まれますので、その辺りを考えますと施策 06「地域福祉」と施策 07「高齢者支援」を分けて考えることが必要ではないかと思われまます。

その他、いかがでしょうか。

それでは、今説明していただいた内容につきましては、この後の「施策別の取組」を議論する中でもご指摘いただいて結構ですので、次の議題に移りたいと思います。

3 施策別の取組(各論)について

(分科会長)

ここからは「後期まちづくり基本計画」を構成する個別の施策になります。3月に開催されました第1回分科会の議論を踏まえ、その意見を反映するとともに、総合計画市民懇話会からの提言書の内容等を盛り込んだ形で修正されていると事務局からは聞いています。

現在のスケジュールとしては、素案作成前の分科会の議論は今回が最後になりますので、今回はその修正内容を確認するとともに、さらに議論を進めたいと思います。

進め方としては、前は3つのグループに分けて議論をしましたが、今回は施策ごとに1つずつ議論していきたいと思います。

それでは、各施策に入る前に資料の説明を事務局よりお願いいたします。

(事務局)

(資料第2号-2、第2号-3について説明)

施策 01「地域コミュニティ」について

(事務局)

(資料第2号-1、第1号-2のP40~41について説明)

(分科会長)

資料が多いのですが、まず【資料第1号-2】のP40~41の成り立ちの説明がありました。P41「3.各主体が取り組んでいくこと」の「市民・事業者」の文言については、市民懇話会の提言書を参考にされています。「行政」等については前回の分科会で議論された内容【資

料第2号-1】を反映して修正された箇所が網掛けで示されています。

以上を踏まえまして、P40～41「地域コミュニティ」について、ご意見ををお願いします。

◆ 地域づくりの担い手についての展開方向について

(委員)

【資料第2号-1】の前回分科会の意見の施策01「地域コミュニティ」の2番目の意見にあります「社会福祉協議会の加入率が低下している中で、地域づくりの担い手として社会福祉協議会だけではなく、もっと幅広い組織体系を検討すべきではないか」という意見も出ていましたが、他都市では自治協議会等の別組織をつくっているところもあり、その辺りをイメージしていましたので、「行政」の「展開方向」はそのようになっているのでしょうか。あるいは、全くイメージしていないのでしょうか。

(施策関係局)

尼崎市には地域福祉計画があり、福祉の分野で、小地域の自治会区域の中で顔の見える関係を築いていこうとしています。そこに協議会まで立ち上げるかどうかについては、自治会の主体性が出てくると思っていますので、今の段階でそういうものを作ることを行政側が言うのは難しいところがあります。

ただ、地域によっては、小学校区域でそういう協議会をつくる動きも出ていますので、それについては、ここに書かれている「行政」の役割として、地域振興センターを中心にそういう動きをサポートしていこうと思っています。

一方で、各小学校区や社会福祉連絡協議会くらいの単位のものをつくる前に、今の6地区で顔の見える関係をつくり、もっと地域振興センターを評価して、そこから連携が生まれる場をつくっていきたくと思っています。それについては、P41の「行政」の【展開方向1】の「地域振興機能の再構築や人員配置のあり方」等、身近な地域で使える予算をどうしていくか、そういうところを重点的に後期まちづくり基本計画の中で検討して、実施できるように、この5年間で進めていきたいと考えています。

(委員)

地域振興センターの今後のあり方はこれから大きな課題になりますし、今後の予算執行においては市長もそのような方向性を示されています。例えば、各地域で自治協議会のような動きが別に出てくるようであれば、そこは尊重しながら、新しい組織についても援助していくことが必要ではないかと思っています。

もちろん一律にはできないと思いますが、自主的に地域で組織が立ち上がれば、それを援助しながら育てていくという流れが位置付けられるよう、そういう内容が明確に読み取れると良いと思います。

(施策関連局)

先ほど事務局から申し上げたように、例えば、指標のところでは、前回の意見を踏まえ、地域にとって社会福祉協議会が大事なパートナーであることを認識しつつ、それ以外の活動もきちんと図っていくことを受け、反映させていただいています。

そういう中で、「行政が取り組んでいくこと」の【展開方向2】に「地域コミュニティへ

の参加のきっかけとなる場づくりに努めます」とありますが、そこはいろいろな地域での取組の中で、社会福祉協議会のことを知っていただき、また、社会福祉協議会側にはいろいろな活動団体の存在を知っていただいて、行政としても一緒に考えて取り組んでいけるような体制を進めていきたいと考えて、このような表現をしています。

(委員)

意図は分かりますが、その点をもう少し強調していただきたいと思います。

(分科会長)

P40の「2.施策の展開方向」の「1」のキーワードが「多様な主体」と「地域分権型社会」だと思いますが、それをP41の「行政」の【展開方向】で落とし込んでいるわけです。当然、社会福祉協議会のみならず、自治協議会等も参画して地域分権型社会を醸成していくことが重要だと思いますので、是非、地域振興センター等を中心として、多様な主体が参画することを前向きに検討していただければと思います。

(施策関連局)

事務局と調整させていただきます。

(委員)

社会福祉協議会の中にある推進協議会という組織を使われると面白いと思います。実際に取り組んでいると、社会福祉協議会の役員といっても地域運営の専門家ではありませんので、例えば、高齢者は自分の習慣で今までやってきたという思いが強いので、長期の指針を示されても「そんな難しいことを言わなくても、今までの習慣のとおりで生活も楽しいし、人との会話も十分にできる」と考えるということです。そういう点はなかなか修正するのが難しいと思います。ただ、だからと言って放っておくわけにはいかないので、推進協議会の中で行う行事には参加していただきます。町会や自治会に入っていないくても、老人会や若い人なら子ども会、PTA等に入っている人が参加されるのが推進協議会なので、皆が利用しやすいわけです。遊び事についても話がしやすいと思います。

それが社会福祉協議会になると、入っていない人もあります。例えば、「育友会に入っていますが、自宅近くの社会福祉協議会には入っていないので参加しない」という人もいます。社会福祉協議会自体の好き嫌いではなくて、必要としていないということです。その理由はよく分かりません。実例ですが、ある人が同居されていた両親が亡くなられた時にどうしたら良いか分からなくて、すべてを葬儀社に依頼しました。葬儀社は商業ベースで事を運ぶので、周りの人が知らない間に2~3日ですべてが終わってしまいました。ところが、当事者は何かスッキリせず、不満が残りました。近所の付き合いも長かったのですが、近所の人には呼ばれなかったから参列していません。そのように社会福祉協議会サイドから見ると関係が希薄です。しかし、そういう人も推進協議会で行う行事には、自分が属している団体を取っ掛かりを作って参加してもらいます。ですから、逆に推進協議会を活用した方が面白いと思います。

また、長期ビジョンは団体にとっては必要ですが、特に高齢者については理解してもらうことが難しいと感じています。武庫地区の加入率が低いのかと言われると何ともいえま

せんが、今はその難しさを感じています。

(分科会長)

既存の推進協議会等の団体について活用を考えてはどうかというご指摘だったと思います。それについて、関係部局からコメントはありますか。

(施策関連局)

先ほど「各地区で顔の見える関係を強化していかなければならない」と述べたのは、実は推進協議会に対して、行政も一緒に取り組んでいくことを強化しなければならないという意図もありました。しかし、ご指摘のとおり、武庫地区においてはいろいろな団体が市民運動協議会で顔の見える関係を作られて、いろいろな活動をされていますので、今後、後期計画を推進していく上では、運用面で今のご意見を活かさせていただきたいと思いません。

(分科会長)

よろしくお願いたします。その他、いかがでしょうか。

◆ 「協働に取り組む職員の育成」について

(委員)

まずは「市役所が変わらなければならない」と考えるかどうかということに着目すると、それに対応する「自治のまちづくりの推進」や「行政運営」の中に「協働に取り組む職員の育成」があります。これは大事なことですが、今まで職員の育成等が行われなかったのでしょうか。また、「変わらなければならない」と考えた時点で、職員の育成としては今後どのようなことを行われて、「市役所が変わらなければならない」というところにどうつなげていくのでしょうか。この「協働に取り組む職員の育成」は大事だと思うので、その点を伺いたいと思います。

(施策関連局)

これまで行ってきたこととしては、「協働とは何か」について学ぶ、協働するためにロールプレイングのような研修を行う、さらに施策レベルでも、例えば、環境分野では地域で活動されている方とどのような環境の学びの場をつくっていくかを考える、これは福祉分野でもそうですし、高齢者に対しては「市民後見人養成講座」を一緒に企画する等が挙げられます。そういうことを行ってきましたので、そこにもう少し力を入れようということです。

当然、行政だけで行う部分は力を入れますが、これからは地域で活動されている市民の方々とともに学ぶということを意識していかなければならないと思っていますので、具体的な施策で言いますと、昨年頃から「みんなの尼崎大学」という取組を始めています。例えば、官民関わらずにいろいろな学びの場に行って、職員とそのテーマに関して活動されている方、興味を持っている市民の方が話し合う場を設定していくとか、今後の展開で言いますと、そこに行政側が政策課題として考えていることを持ち込んで、その分野で活動されている方と意見交換し、具体的な活動につなげていく等、そういうことにこれからは

力を入れていきたいと思っています。

そういう意味で、「学び」をキーワードとして、市民と行政がともに学び合う場づくりに昨年頃から徐々に手をつけていますし、ご指摘のとおり、そこは大事だと意識しています。

(委員)

これは「みんなの尼崎大学」とつながっているのでしょうか。

(事務局)

【資料第1号-2】のP29の図を見ていただくと、「自治のまちづくりの推進」が隣の「主体的な学びや活動の支援」まで延びていますが、このようなイメージだと考えています。

(委員)

育成は若い職員の方が対象なのでしょうか。

(施策関連局)

そこは両方あると思います。若い職員が一步踏み出して市民と出会おうとする場合、その背中を押してあげる管理職層も必要です。そのように、両方が必要だと感じています。

◆ 「地域分権型社会」について

(分科会長)

今のご指摘に関連して、例えば、「地域分権型社会」はキーワードだと思いますが、具体的に尼崎市としてはどのようなことをイメージされているのでしょうか。市としての具体的なビジョンはあるのでしょうか。それがなければ、市民との学びと言っても伝えにくいのではないかと思います。

(施策関連局)

本市はコミュニティの成り立ちの歴史から、少し大きな単位となる社会福祉連絡協議会が市内に74ほどあり、そこが一般的な市民自治活動を行っています。一方で小学校は、高度経済成長で一気に人口が増加した時に土地ありきで学校が建ったために、コミュニティと学校区域が一致していないという問題があり、そこはどちらを取っても顔の見える関係の普段の範囲が変わってしまいますので、地域分権を考えた時に「1つの地域」を行政側で「こちらにしてほしい」と決めにくいという現状があります。

ただ、一方では6町村が合併したことで、今も地域振興センターがその6地区にありますので、そこに顔の見える関係をつくっていくことが考えられます。そして、そこが地区内の各地域の現状や活動も把握しているので、そこにある程度の予算や地域の方々をつないでいく役割等があります。

もう1つは、公民館も学びの拠点となります。今は社会教育と地域振興センターが連携しながらも組織として別になっていますので、そこをもっと連携できるように改めて強化し、学びから活動へとサポートしていける地域の施設、また職員を育成して、地域の活動が活発になるように取り組みたいと考えています。その前に、顔の見える関係を作っていくようにというところを目指していこうと思っています。

(委員)

「地域分権型社会」はどこに載っているのでしょうか。

(分科会長)

P40の「2.施策の展開方向」の「1多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます」というところです。

(委員)

これは完全に行政用語なので、変えてほしいと思います。せっかく「ひと咲きまち咲きあまがさき」というフレーズがあって、「ひと咲きまち咲き担当局」という部局があるわけですから、「ひとが咲き、まちが咲く」という言葉を使ってほしいと思います。確かに難しいと思いますが、今まで「地域分権型社会」と言っていた社会は「ひと咲きまち咲き社会」ではないかと思います。その言葉をどう広げていくかという頭の切り替えができれば、この計画に「魂」が入るような気がします。

(分科会長)

ご指摘いただいたように、特にこの「地域コミュニティ」の施策は住民とともにやっていくことになりますので、「地域分権型社会」が具体的にどのようなイメージで、今後どのような展開をしていくのか、それを展開していく際に、あるいはこの計画自体に分かりやすく記載する方が実現可能性は高くなるのではないかと思います。是非、検討していただきたいと思います。

(事務局)

参考までに申し上げますと、行政用語や難しい言葉を使わなければならないところについては、「用語集」を付けることを考えています。

(委員)

対象として市民に動いてほしいわけですから、市民が分かる言葉を使ってほしいと総合計画市民懇話会では言ってきました。そういう意味で、これを市民が読むのか、あなたが市民なら読みますかという話です。担当だから今言っていることは分かりますし、このくらいのことは作らなければならないことも分かりますが、我々が期待しているのは、これを市民に対してどう示すかということです。それを総合計画市民懇話会で話をしたいということで、我々はフラストレーションが溜まっているところです。

(施策関連局)

ご指摘は分かります。前回は作りましたように、市民の皆さん向けの冊子を別途作ろうと考えていますし、そこではもっと分かりやすい言葉を使っていく工夫をしたいと思っています。

(委員)

市民側も行政の気持ちや仕組については学習しましたので、気持ちとしては分かります。あとは互いに「ひと咲きまち咲きあまがさき」をどうつくっていくかというところで、心を合わせられたら良いと思っています。

◆ 「地域への愛着」というキーワードについて

(分科会長)

P40 のリード文の 2 行目に「地域への愛着を高める」という文がありますが、この「地域への愛着」もキーワードの 1 つかと思います。しかし、これが「市民・事業者」のところには「愛着をはぐくむ」という言葉で出ていますが、P41 の「3.各主体が取り組んでいくこと」の「行政」の「展開方向 1~3」には出ていないようです。これには何か意図があるのでしょうか。

(施策関連局)

それは大事だと思っていますが、表現できていないのはご指摘のとおりです。どこにそういう表現ができるかと考えた時に、「【展開方向 2】地域コミュニティの活動を担う人材の育成」のところに「市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通して地域を支える人材がはぐくまれる環境づくり」と「あわせて、職員と市民が互いに学びあい活動する環境づくりや、シチズンシップ教育の推進」と書いており、まちのことを知る、課題を解決する、仲間ができる、あるいは課題解決ではなくても魅力を発信していくという中で愛着が生まれてくるのではないかと思っています。そういうことも含めてサマーセミナーの取組等も行っていますので、こういうところで書き込める工夫ができればと考えています。

(分科会長)

是非、お願いします。地域に愛着が生まれると、それが定住率にもつながるような気がします。人口ビジョンの説明にもありましたように、子育て世代の転出が見られますので、是非、愛着をはぐくんでいくという視点もより強く持っていただきたいと思います。

(施策関連局)

P66 の施策 14「魅力創造・発信」のところに「愛着」という視点が出てくるとと思いますので、そこの書き分けも含めて調整させていただきたいと思います。

(分科会長)

よろしく願いいたします。

(委員)

「地域への愛着」という話ですが、武庫地区には、昔、地域史を非常に勉強されていた方がおられ、学校関係、PTA 関係、それこそ推進協議会で話をされていました。ある時、新しく来られた住民がある建屋について「これは何ですか」と尋ねたところ、その方が分かりやすく解説されました。それによってその建物にどのような謂われがあるかを知ることができました。ところが、その方が亡くなられて以降、後継者がいないので、何か質問が出る度に「聞いて来るので待ってください」と言われ、時間がかかるようになりました。

そのように何かを問題視される方には、地域を理解すると「ここに住んでみようか」と思われる方が多いようです。住居関係では、集合住宅やマンションに住まれる方よりも、一戸建てに転居されて来た方の方が質問されることが多いようです。例えば、あることについて「周りから『止めた方が良い』とアドバイスされました。どうしてでしょうか」という質問があれば、「それは法律で決められたことではないけれども、習慣として地域に根付いていることですよ」と話して納得していただく等、地域の古いことも少し掘り下げて勉強する機会があっても良いと思います。

そういう中で、今度、武庫北小学校の中にある武庫北幼稚園が廃園になるため、残った建屋をどう利用するかという課題が出てきました。そこで、私は地域学習の勉強会に利用してはどうかと思っています。堅苦しいことをしなくても良いので、まず集まることが大事です。集まれば「今日は何をしようか」という話になると思います。そのように公共施設を借りると、皆も入りやすいし、そこで地域をもっと掘り下げて勉強することが定住促進につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

先ほどの「愛着」にも通じると思いますが、やはり総合計画を通して愛着を持ってもらうことが「シチズンシップ」や「シビックプライド」につながっていくということで、例えば、施策15「地域の歴史」のP69には「【展開方向1】住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りをはぐくむ」と書かれています。これは歴史の分野で、学校等と連携しながら、地域のことを学習することによって子どもたちに愛着をはぐくんでもらいたいという内容です。

議論の全体を通して、やはり地域に愛着を持ってもらわなければそこに住んでいただけないと感じましたので、施策をまたいどのような形になるのではないかと思います。

(分科会長)

是非、「地域コミュニティ」についても、「愛着」という視点を持って記載内容の検討をお願いいたします。

◆ 「顔の見える関係」の重要性について

(委員)

先ほどから「顔の見える関係」という話が出ていますが、やはり face to face は大事ですので、できる限り足を運ぶことが必要だと思います。我々も企業の現場に見学に行く機会がありますが、安全対策等、参考になることがいろいろとあります。五感で感じることを大事にして、できる限り face to face を増やす機会を設けていくことが必要ではないか、今後、特にその必要性は高まるのではないかと思います。市の方では難しいのでしょうか。

(施策関連局)

ご指摘の通りだと思います。地域振興機能の再構築もそこを重視しています。

(分科会長)

議論がありましたように、「自治意識」や「愛着」「地域分権型社会」等をつくっていく

ということですが、それにおいては多様な主体が必要になると思いますので、是非、行政や地域振興センター、そしてそれ以外の主体としての地域住民はもちろん、そうした人や団体が協力しながら、是非、自治意識の向上や愛着が強まるような書き振りを検討していただきたいと思います。

それでは、時間の関係もございますので、「地域コミュニティ」についての議論は以上としますが、今後の施策検討をする中でも「地域コミュニティ」についてのご意見がありましたら、遠慮なくご発言ください。

施策 06「地域福祉」について

(分科会長)

続いて、施策 06「地域福祉」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料第 2 号 - 1、第 1 号 - 2 の P50～51 について説明)

(分科会長)

それでは、主に P50～51 についてご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

◆ 「孤独感を感じている市民の割合」のグラフの説明について

(分科会長)

P50 の「1. 施策を考える背景」に「孤独感を感じている市民の割合」というグラフがありますが、そのグラフの説明文が「背景」の中にありません。一方で P51 の「4. 進捗状況を測る主な指標」のところで「孤立感を感じている市民の割合」という指標が出ており、進捗状況を測る指標として出されるくらいに「孤立を感じている市民の割合」は大きなことと思います。それにも関わらず、グラフの説明がないので、「1. 施策を考える背景」の中に説明を 1 文くらい入れた方がより丁寧ではないかと思います。いかがでしょうか。

(施策関連局)

「1. 施策を考える背景」の中で 1 番目に「人と人とのつながりが弱くなっている」と書き、2 番目に「子育てに悩む保護者の孤立」や「孤立死」等、「孤立」という文言が入っていて、絆が薄くなって孤立感を感じたり、社会とのつながりを持たずに自身が孤立していると感じたり、人それぞれなのでなかなか難しいのですが、よりグラフとの整合性を考えますと、少なくとも絆が弱くなって孤立を感じている人が少なくないということについては、文章を事務局と調整してそのような表現を入れたいと思います。

(分科会長)

書きづらいところもあると思いますが、やはりグラフを載せている以上は 1 文でも良いので、説明を書く方が丁寧だと思います。前向きに検討をお願いします。

◆ 独居高齢者の見守りについて

(委員)

今の意見と関連するかもしれませんが、「孤立を感じている市民」の問題に関しては、社会福祉協議会を中心として見守り活動が行われています。市民の中でも自主的な見守り活動が進められていますが、社会とのつながりを拒否される高齢者もおられる等、複雑な要因の中での取組となっています。

その点にも関連して、やはり市職員等、一定の権限がある行政が孤立した市民のところを訪問すると、社会的に孤立している人を逆な面から援助できることがあると思います。他都市でも、行政が孤立している高齢者を訪問するという事態も出てきていると聞いていますが、そのようなことは考えられていないのでしょうか。

(施策関連局)

社会との関わりを自ら積極的にしていない方で、閉じこもっておられる方についての情報がなかなか行政に入っていないという問題もあります。そういう情報を掴むためには、地域の中で「あの家はどうなっているのか」という情報がある程度上がってこなければなりません。そういう方が自ら行政の方に「生活が苦しいから何か支援がないか」と申し出て来られると良いのですが、それができないのか、しないのか、情報が入って来ないケースが多いので、そこは多くの地域の方々の目によって少しでも見つけ出していただきたいと考えて、今、地域の方々に訪問活動をしていただいているというのが実態です。

我々としては、地域の方々が把握されたそういう情報をいかに職員がキャッチするか、そのアンテナをどう広げるかということを考え、アンテナを広げた時にいろいろな専門機関等と連携して、どのようにその人にアプローチしていくかということに、引き続き取り組んでいかなければならないと思っています。

一足飛びにできるような状況にはなっていませんが、先ほどから出ています「地域振興機能」の強化等の中でも、地域と密着して情報共有を図る体制をどうつくるかということを議論していますので、そこから情報のキャッチの仕方についての議論にもつながっていくと思います。それも含めて引き続き検討していきたいと思っています。

(委員)

今行われている民間による見回り活動は大切ですし、そこから得られた情報にどのように行政が接触していくかということも重要だと思います。その辺りを有機的に行っていくには、やはり行政側にも定期的に訪れる専門の訪問員が必要です。多くの専門員を抱えるのは財政的にも難しいかもしれませんが、高齢者を訪問する専門の相談員のような人を配置することによって、民間の見回り隊が有機的に活動できると思いますので、もっと有機的に行政と民間の見回りができるような仕組みづくりができないかと感じています。そういう問題意識を持っていますが、それについてはいかがでしょうか。

(施策関連局)

市の職員が地域に行った時に、訪問を嫌がる人もおられます。そういう場合は、むしろ普段の付き合いがあるかどうかは別として、地域の方が地域の行事の案内等で訪ねていただいていた方が功を奏するケースもあります。あるいは、包括支援センター等の力を借りて「このような形で回っていますが、何か困っていることはありませんか」という形で訪ねていただくこともあります。

我々としては、そのような方々もある時点で何かシグナルを発しているのではないかと考えていますので、そのタイミングをいかに上手く捉えるかが重要だと考えています。それは普段接している地域の方もそうですが、もしかすると、行政も今までシグナルを出されたタイミングを逃しているかもしれないので、そこを上手く掴むために、地域振興型の体制をどう組むか、違う職種においてもそういう課題に対してアンテナを広げて、いかにその芽を掴んで適切な部署につないでいくかということを意識しながら、職員も研修を積んでいかなければならないと考えています。

(分科会長)

本市の人口 45 万人を見ていくのは、当然、行政だけでは足りない部分がありますので、福祉的な支援が必要な方に対しては重層的に支えていくことが必要だと思います。例えば、住民から虐待等の連絡を頂いたり、あるいは高齢者に対する専門的な機関として地域包括支援センター等から情報を頂いたり、そのように重層的に、課題を持っている人を発見できる専門機関や行政につないでいけるような仕組づくりが大事です。

一から十まですべて行政職員が訪問するのは無理なところがある中で、高齢者の問題だけではなく、20代、30代でも引きこもりの方がおられますし、児童虐待もあるかと思えますし、障害のある方で困難を抱えていても相談できない方もおられるかもしれませんので、そういう支援を必要としている方を早期に発見し、総合的に専門機関や行政につながるような仕組づくりを念頭に置いていただければと思います。

(委員)

この分野は民生児童委員だと思いますが、当然、尼崎市にもおられますね。

(施策関連局)

地域で日常的に活動されているのは民生児童委員で、本市の定数は 857 人、現在 830 人前後の方が活動されています。地域の課題を行政へつないでいく 1 つの窓口として民生児童委員がおられ、困りごとの相談窓口や行政の施策の案内役をしていただくことを含めて、地域における子どもの居場所づくりや高齢者の居場所づくり、それらを結合させたような取組等、これまでの相談窓口以上に活動を広げていただいていますので、その方々の力に依るところは大きく、現在、市の方では民生児童委員の方々と連携しながら様々な事業に取り組んでいるところです。

重層的な仕組づくりという話がありましたが、地域福祉に関することを学んでいただいて、地域の課題は他人ごとではなく、自分ごとであることを意識する人を増やしていく、さらにそこから実際に地域の福祉活動等に参画していただく人を増やし、社会福祉協議会や民生児童委員、包括支援センター、NPO 等の様々な地域の団体が一緒にその活動に参加していく、そうした中で専門機関が地域の福祉の様々な活動に関わって、いろいろなシグナルが出ているタイミングを上手く捉えて、専門機関と連携してそういう方々をネットワークの中に引き出して支援していくということを考えて、施策 06「地域福祉」の「展開方向 1~3」を作っています。

(委員)

しかし、「民生児童委員」という文言がこの中に1つもありません。それは「行政」の「展開方向2」の「多様な活動主体な様々な専門機関」に含まれているのでしょうか。

(施策関連局)

そうです。

(委員)

社会福祉協議会では、地域福祉会議を設けた中で話が発展し、現在、見守り活動を行うことになって、各行政区に2名ずつの専門員を置くようになっています。仕組みとしては、まず、民生児童委員と連携をとりますが、民生児童委員には「友愛訪問」という制度があります。社会福祉協議会の範囲内での見守りは、最初に「希望する」「希望しない」を聞くためにチラシを配布し、「希望する」という返事をされた方を優先的に見守ります。ただし、ドアを開けて「いかがですか」と尋ねる方法と、「そこまで細かく見てもらう必要はない」という人には外から点検する目視点検を行います。これらの方法で見守った結果を毎月1回専門員に報告し、それを集計していただいて、危険性を感じると知らせが来ますが、今のところはほとんどが「良好」となっています。

このように地域の身近な人たちから見守られているというだけで、見守られる側も安心できると思います。行政の方の訪問は、範囲が広いので型通りのことになるとは思います。身近な地域の人なら名前を言うだけで結果が分かりますので、見守りは地域福祉の中でも面白い制度だと思い、進めていきたいと思っています。

(分科会長)

先ほど委員が指摘された P51 施策 06「地域福祉」の「展開方向2」の1行目に「地域、専門機関、市の重層的なネットワーク」という言葉がありますが、この「地域」という言葉の意味が曖昧だと思います。この「地域」は地域住民を指し、さらには企業やボランティア、民生児童委員等を指していると思いますが、ただ「地域」と書くと地域住民だけのことを指しているように思われてしまう可能性もあります。したがって、もう少し幅広く捉えているという記載が必要ではないかと思っていますので、是非、ご検討をお願いします。

(施策関連局)

敢えて個別の役割を持っている人の名称をここに書いていないのは、地域におられるすべての方が関わるということを意識したためです。したがって、包括支援センター等も載せていません。それでもそういう名称が必要だということであれば、中で調整させていただきたいと思っています。

(分科会長)

包括支援センターについては専門機関に入りますので、その点は検討をよろしく願いいたします。

施策 07「高齢者支援」について

(分科会長)

続いて、施策 07「高齢者支援」に移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料第2号 - 1、第1号 - 2のP52～53について説明)

◆ 「生きがい」というキーワードについて

(分科会長)

私から1点あります。「4.進捗状況を測る主な指標」に「生きがいを持つ高齢者の割合」がありますが、この「生きがい」もキーワードの1つだと思います。P12の「総合戦略における3つの基本目標」の「数値目標」のところに「生きがいを持つ高齢者の割合」という言葉が出ていますので、それとの連動性があるように思いますが、そう考えると、「生きがい」は高齢者支援における1つのキーワードとして捉えているように思われます。

しかしながら、その「生きがい」という言葉が「4.進捗状況を測る主な指標」以外はあまり出ていないようですので、どこかに「生きがい」という言葉を入れた方が良いのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

(施策関連局)

ご指摘いただいた「生きがい」という言葉については、確かに表現していないかもしれませんが、まちづくり基本計画の中でも指標に使っていますので、頂いたご意見については事務局と調整して検討させていただきたいと思います。

(分科会長)

是非、よろしく願いいたします。

◆ グラフの見やすい表示について

(分科会長)

最終段階にかかってきていますので、見やすさについて指摘させていただきますと、P52の「高齢者の状況と単身高齢者数の推移」のグラフは数値が見えづらくなっていますので、実際に製本する際はもう少し見やすくしていただけるよう、工夫をお願いします。

(事務局)

ここだけではなく、全施策で調整させていただきます。

◆ 権利擁護の取組について

(委員)

P53「3.各主体が取り組んでいくこと」の「行政」の「展開方向2」の4行目に「成年後見制度など高齢者単独・夫婦のみの世帯を支える権利擁護の取組を推進します」とありますが、どのような方向で権利擁護を考えておられるのか、具体的なイメージはあるのでしょうか。

(分科会長)

権利擁護というと、成年後見もそうですが、例えば、消費者被害から高齢者を守る、あるいは虐待から守るといった事柄も含まれるのではないかと思います。これに関して具体的なイメージはありますかでしょうか。

(施策関連局)

概略的な話になり、「1.施策を考える背景」の中でも権利擁護や虐待の話を含めて記載しています。そうした中で大きな題名が「高齢者が地域で安心して暮らせるまち」となっており、当然、こちらの方に特出ししている「成年後見制度など」のところは虐待も含めていろいろな支援が必要になると考え、その取組を推進していくという意味で記載しています。

(分科会長)

先ほどの施策06「地域福祉」とも関連しますが、尼崎は1人暮らしの高齢者が多いということですので、是非とも消費者被害の防止や、あるいは実際にサービスを利用できる状態にあるのに利用されていない方もおられるかもしれませんので、そういう人を早期に見ることができるシステムづくり等をお願いいたします。

◆ 「地域」という言葉を使う意味について

(委員)

「地域」という言葉にこだわって見てみますと、施策06、施策07、施策08はすべて「地域で」という言葉が付いています。施策06「地域福祉」というタイトル自体に「地域」と付いていますが、市民感覚では「地域」でなくても生きがいを感じて動いている人もいるのではないかと思います。「地域で」という言葉を特に使われているのは意味があるのでしょうか。

(事務局)

総合計画そもそもの考え方として、市民・地域と一緒にまちづくりを進めていきたいという思いがありますので、そういう意味では、この施策に限らず総合計画には「地域」という言葉が多用されています。

(委員)

「誰もがその人らしく暮らせる福祉のまち」という表現の方が分かりやすいと思います。「まち」と「地域」はどう違うのでしょうか。

(事務局)

総合計画のまちづくりの進め方が基本構想にあるのですが、市民主体で地域をつくっていくということで、その地域と一緒にあって市も取り組んでいくという流れがあります。

(施策関連局)

「地域コミュニティ」と関係しますが、ご指摘のように、例えば、会社コミュニティや

家族等もありました。しかし、今は働き方の変化等によってコミュニティが切れてしまっており、その中でもう一度「助け合い」を考えた時に、やはり住んでいる場所の近くというのは1つのキーになると考えています。そういう意味で、もっと具体的に書いた「地域福祉計画」というものがあります。先ほどから出ている地域福祉会議も互いに見守れるような地域のエリアを想定し、そこで関係性を築いていこうという動きがあります。そのようなことが背景となって、特に福祉の部分では「地域」という言葉を使っているのが現状です。

(施策関連局)

補足しますと、昔は山の中の施設で支援を受けていたというイメージがありましたので、障害者や高齢者に関する施策で「地域」という言葉を使う時は、施設であっても元々住んでいたところの近く、一緒に生活していた近所の人に来られるような近場のところで生活ができるということをイメージしています。当然、在宅で生活することが一番のベースですが、施設であっても住み慣れた地域の中で生活できるという意味が、高齢者、障害者の場合の「地域」という言葉の中には加味されているということです。

(分科会長)

今説明していただいたように、福祉の支援においては、施設に入居されていても完全に孤立した状態ではなく、地域とのつながりが継続して持てるようにという思想が重要になっていますので、そういう意味でも「地域」には、施設で暮らしていても地域とのつながりがあるというニュアンスが含まれているように思います。

ここで、6つある施策のうちの半分が終わりました。当初は1つずつ施策を見ていくと申し上げましたが、時間の関係もありますので、次の3施策については一緒に説明をしていただいて、それぞれにご意見をいただくようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

施策08「障害者支援」について

施策09「生活支援」について

施策10「健康支援」について

(分科会長)

それでは、事務局より施策08「障害者支援」、施策09「生活支援」、施策10「健康支援」について、まとめて説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料第2号-1、第1号-2のP54~59について説明)

(分科会長)

それでは、今説明していただいた施策08~10についてご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

◆ **施策08 高齢の障害者について**

(委員)

施策 08「障害者支援」について、障害者で 65 歳を超えると障害者支援から介護保険の方に移行するということが、いろいろとギャップが出てくとも問題になっています。そういう 65 歳のギャップも含めながら、高齢者の障害者についての特別な記述が必要なのではないかと思います。その点は念頭にないのでしょうか。

(施策関連局)

今回、総合計画を考える中では、これについて国の方が全体的な考え方の中でルールを作っており、65 歳になると障害から介護保険優先の制度になっていますが、基本的には市の裁量でそういうことができるものではないと考えています。また、国の方としても使い勝手の問題等の課題があり、今回の報酬改定の際は障害の関係と高齢者の関係の施設にどちらでも使えるように取りやすい形を考えていますので、そうしたところで様子を見て考えていきたいと思っています。

(委員)

今の説明をこの中に盛り込む必要はないのでしょうか。

(施策関連局)

総合計画の中に国の課題を記載するのは、次の展開を考えると難しいと思いますので、仮に国の方がもう少し具体化して、市の方でもそういう事業を実施する方向性があった場合は、市としてもそういう方向性で動いていくことを書けるのではないかと考えています。

(分科会長)

委員からご指摘がありましたように、障害のある人の高齢化は、今後の日本において大きな議題になっていくだろうと思われま。ここに落とし込むか、落とし込まないかは検討していただいたら良いと思いますが、仮にこれを記載しないとしても、今ご指摘いただいた内容は重要な事柄ですので、継続的にしっかりとキャッチして対応していただければと思います。

◆ 施策 08 「サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率」について

(分科会長)

この内容に直接関係していないかもしれませんが、施策 08「障害者支援」の「4.進捗状況を測る主な指標」の 2 番「サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率」の策定時の値が 14.1%となっています。私は障害者福祉が専門ではないので間違っていたらご指摘いただきたいと思いますが、平成 27 年 4 月からサービスを受ける障害のある人は、原則、この計画を作成されなければならないとなっていたと思います。まず、前提となっているこの私の知識は間違っていないのでしょうか。

(施策関連局)

ご指摘のとおり、100%にならなければならない部分であることは十分に認識しています。本市においては、そうした計画を作るに際してどのような方々にどのくらいの時間数の支

援をするのか、給付をするのかというガイドラインの確定ができないまま政策を進めてきましたが、その中で平成 27 年 4 月に取組のガイドラインができましたので、そういう形のものを広めていくために、計画を作成する指定特定相談支援事業所についても引き続き作成してほしいとお願いしているところです。

また、サービス等利用計画の方がなかなか事業所の実施ができていないところがありましたので、そういうところについても、各事業者をお願いして何とか書ける体制が整いつつあります。我々の体制も整えていますので、そのような形でできる限り早くこの数値を上げていきたいと取り組んでいるところです。

(分科会長)

目標値 100%は当然だと思いますが、具体的に 100%にするためにどのように計画を立てるのか、施策 08「障害者支援」にその手立てを記載されているのでしょうか。

(施策関連局)

「【展開方向 2】相談体制の充実とネットワークの構築」の中で「市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合～」として、「関係機関との情報共有化」「総合的な相談支援体制の構築」を挙げて、相談支援機能の強化を目指し、今年度から基幹相談支援機能を本市で初めて付加する形を考えています。そういう意味で、計画を立てる時の事業者に対して、難しい部分があった場合は後方的な支援として専門的な知識やネットワークを作って支援していこうと考えており、安心して相談支援専門員が計画を立てられるような状態をつくっていききたいと考えています。

(分科会長)

安心という言葉が出ましたが、100%にしようとするなら、安心と併せて量的なものも増やしていく必要があると思います。つまり、計画を立てる事業所の数を増やすことも大事だと思いますが、そういう観点の記載はあるのでしょうか。

(施策関連局)

「総合的な相談体制の構築」は基盤整備の意味も含んでいますので、市全体として体制を整えたいという思いを込めてこういう言葉にしています。これで足りるかどうかという課題はあるかもしれませんが、基本的に総合的な相談支援体制の構築は、計画を 100%作っていくための環境整備を考えることだと理解しています。

(分科会長)

100%は当然のことですので、これが実現できるように書き振りの検討もお願いします。その他、施策 08 以外でも結構ですので、ご意見を頂ければと思います。

◆ 施策 09「生活支援」 児童虐待の減少の指標化について

(委員)

施策 09「生活支援」について、児童虐待に関しては早期に発見して対策を取ることが必要だと思います。近年、児童虐待の通報件数が急激に増えていると聞いていますので、そ

れは児童虐待に対する意識が高まって通報が増えている面もあるかもしれませんが、その数を減らしていくような目標値は設定できないでしょうか。例えば「4.進捗状況を測る主な指標」の中でもそういう児童虐待が減少していることが分かるような指標を持ってないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

(施策関連局)

P56 に記載している相談件数については、浸透もありますし、法改正の関係で虐待と認められたものではなく、虐待の疑いがあるものも通報してもらったことから件数が急激に増えているという状況があります。そういう意味では、疑いのある早い段階で通報があることは好ましい状況だと考えていますので、件数を下げるという意味では、長期的に見て、「4.進捗状況を測る主な指標」の「要保護児童に関する個別ケース検討件数」が下がっていく方向が望ましいのではないかと考えています。

ただ、現段階では通報を増やしていただき、検討件数も増やしている段階なので、さらに長期的な課題になるかと思います。

(委員)

「要保護児童」は施設で保護されているというイメージでしょうか。

(施策関連局)

施設で措置されるのは限られたケースになります。この検討件数で挙がっているのは、過去に虐待があった、あるいは虐待以外でも家庭環境に問題があって成長に関して支障が生じる恐れがあるケース等について、関係機関で長期的に状況を把握していくという意味で挙げているものですので、そういう意味では重度なものばかりではなく、リスクとしては低いものも含まれています。

(委員)

行政の方で保護観察的なことをせざるを得ない人を減らしていくと理解したら良いのでしょうか。

(施策関連局)

「3.各主体が取り組んでいくこと」の【展開方向1】の3番目に「要保護児童対策地域協議会」とありますが、要保護児童についてはいろいろな機関で一定支援体制を話し合う、あるいはそれぞれの検討会議等を含めて対応を図っています。その中には措置が必要な方からネグレクト気味な部分までグラデーションがありますが、必要なケースについて後追いをしていくという状況です。

それが積み重なって、最終的には減っていくことを念頭に置いていますが、今の段階では、前述のように通報件数が上がっています。1つには、顕在化することが今は必要な段階だと思っており、そうした中で、今は個別ケースの検討件数を指標として挙げて、まずはしっかりとした検討、あるいは支援をしていくことを考えています。

◆ 施策 01「地域コミュニティ」、06「地域福祉」、07「高齢者支援」における地域連携の重要性について

(委員)

今まで話をしていた中で、施策 01「地域コミュニティ」、06「地域福祉」、07「高齢者支援」は、地域のいろいろな企業や住民の代表の方等ときちんとしたコミュニケーションがとれて良好な関係が保ててこそできることなので、この計画がきちんとしてできるかどうかは、地域の方、企業の方、連協、社会福祉協議会等ときちんとした連携が取れて、良好な関係ができるかどうかにかかっていることだけは肝に銘じて、計画案を作成し、市民の方が見て分かるような内容のきちんとした冊子を作っていたいただきたいと思います。

特に、施策 01、06、07 の 3 施策については、社会福祉協議会の方も民生児童委員の方も、皆が生きがいを持って活動しているとは思っていません。我々のところには 11 人の議員がいて、その中の 7 人が地域で活動していますが、自分の住んでいる地域にしても、コミュニケーションがとれなくて、一生懸命に取り組んでいても、好きで活動している人ばかりではありません。したがって、自分たちがきちんとして連携を取らなければ、この計画の施策 01、06、07 は成功しないということだけは肝に銘じて、この計画を来年度から取り組んでいただきたいと思います。

それから、私が最初から申し上げていたように、先に目標をつくって、それに向けて取り組んでいくことが重要であり、前期まちづくり基本計画から言っていた通り、実行するのは行政職員で、ボランティア精神で手伝っていただいているのは地域の方々なので、特に施策 01、06、07 はそういう連携がなければできないことを意識して取り組んでいただきたいと思います。

◆ 施策 09「生活保護受給者」の表現について

(分科会長)

施策 09「生活支援」について、総合計画市民懇話会で『生活保護受給者』と書かないでほしいという意見が出ています。それで P57 の「市民・事業者が取り組んでいくこと」を見ますと「事業者等は、生活保護受給者等の自立に向けた」という表現があり、「等」が付いているので、当然、それ以外の人も含まれるのですが、具体的な書き振りとして「生活困窮者(生活保護受給者等)」とすると、保護を受けていない方、生活困窮に陥る恐れのある方に対しても支援をし、協力していくというイメージがより強くなるのではないかと思います。そういう書き振りを検討していただければと思います。

◆ 施策 10 がん対策について

(委員)

施策 10「健康支援」について、「1. 施策を考える背景」で「65 歳未満の死因では、悪性新生物(がん)が約 4 割」となっており、死因の第 1 位となっていますが、「行政が取り組んでいくこと」の中にそれに対する対策が見られません。その点はどのようなのでしょうか。

(施策関連局)

がんについては、「3. 各主体が取り組んでいくこと」の「市民・事業者」の に「がん検診受診」と書いており、「行政」では「【展開方向 1】ヘルスアップ尼崎戦略の推進」に含

まれますが、がん検診の部分と健診の受診率とを併せて「より早期から望ましい生活習慣を選択する力の獲得や、生活習慣に起因、関連する疾病及び介護の予防については、組織横断的に施策を推進する」という中に、生活習慣病に起因するところもある大腸がん等の対策も包含する部分があります。確かに、この文章だけでは直接的にがんと分かり難いところがありますが、文字の関係もあり、そこに含まれるということで、その中に早期の予防のために健診をするという仕組みが包含される形で整理しています。

(委員)

「行政」の「【展開方向1】ヘルスアップ尼崎戦略の推進」の中に入っているということですが、「ヘルスアップ尼崎戦略」とがん検診は違うと思いますので、そこに含めることは違うように思います。それについてはどうなのでしょう。

(施策関連局)

ご指摘のとおり、当初「ヘルスアップ尼崎戦略」の生活習慣病予防の中でがんは別の対策として進めてきましたが、国の方では生活習慣病予防にがん対策も含まれる形になっているため、「ヘルスアップ尼崎戦略会議」では重症化予防の部会でがん検診の受診率や生検を受けた人が確実に受診するという目標を決めて進捗管理を行うことになっています。したがって、今はがんも含めて検討しているというのが実態です。

(委員)

そうすると、今後の市の方向としては、「ヘルスアップ尼崎戦略」の中にがん対策が含まれると考えて良いのでしょうか。

(施策関連局)

健康づくりという観点で申しますと、いろいろな局のいろいろな施策が関連し、局を越えて紐づけされた中で整理されているという状況がありますので、がんについても含めて考えていくような形になっています。

◆ 施策10 メンタルヘルスについて

(分科会長)

総合計画市民懇話会の提言書にもありますが、心の健康やメンタルヘルスに関する記述があまり見られません。「1. 施策を考える背景」を見ると「5大疾病の1つとして新たに精神疾患が加えられた」という指摘があり、「行政が取り組んでいくこと」としては「【展開方向2】健康回復や療養のための支援」の中に「精神疾患にかかる支援」という記述がありますが、「各主体が取り組んでいくこと」の中にメンタルヘルスに関する記述がありません。例えば、事業者は取り組む必要があると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

(施策関連局)

ご指摘のとおり、「市民・事業者が取り組んでいくこと」の中には記載がありません。全体的に2つの施策が「健康支援」になったことや、元々あった「地域保健」の部分の事業

をすべて包含していますので、なかなか書き切れない部分があります。それについては、今ご指摘を頂き、スペース的に余裕もある中で、当然、事業者に取り組んでいただけるような部分も考えていくべきですので、少し表現を検討させていただきたいと思います。

(分科会長)

お願いします。その他、いかがでしょうか。

◆ 「コミュニケーション」の重要性について

(委員)

今まで総合計画市民懇話会で施策全体を検討してきましたが、決定的に抜けている施策として「コミュニケーション」の分野があり、それを誰か見ているのかという課題があります。先ほどからキーワードとして出ている「愛着」や「生きがい」「顔が見える」等の意味を考えますと、「コミュニケーション」を誰かが守っているのかどうか、また、担当されているのかどうか心配になります。先ほど、委員が指摘されたように、本当にコミュニケーションが取れていなければ、政策を下ろしてもだめです。その部分をどうするのでしょうか。

また、前期まちづくり基本計画の5年と後期まちづくり基本計画の5年で徹底的に違うのは、スマホの出現であり、今の若い人たちはスマホが中心で、テレビもあまり見ないようになっています。そういう情報革命も起こっていますので、そのような時代に適応していく、そういう感覚を持っていただきたいというのが市民側からの意見です。

(事務局)

ご指摘のとおり、先ほど施策を越えたものについては主要な取組に変えていくという説明をしましたが、施策を評価していく中でも、施策を越えて横串で見なければならぬものについて、行政は一体的に見られていなかったという反省点があり、そのために主要取組項目に具体的な取組の方向性を記載していこうとなったわけです。この主要取組項目についても、施策を越えた形でPDCAを回していきたいと考えていますので、今後の課題として、後期まちづくり基本計画では主要取組項目を定めて、それを作った後は施策を横串して、コミュニティが必要な部分、愛着やシビックプライドの部分等について、きちんと取り組んでいきたいと思っています。

(委員)

野球に例えると、守備範囲はきちんと決められますが、互いの守備範囲の間にポテンヒットが生まれている状況ですので、是非、サッカー型でダイナミックに動けるような体制にさせていただきたいと思います。そうすると、市民も一緒に取り組むことができますし、今はメディアが全部持っているので、上手く対応していくと良いと思います。「みんなのサマーセミナー」を行う中でそう感じるので、是非、そのような感覚を持っていただきたいと思います。

(分科会長)

ご指摘いただきましたように、庁内におけるコミュニケーション、市民の方々や専門機

関、企業等とのコミュニケーション、連携が非常に重要になってくると思いますので、是非そういう視点も持って、計画づくり、また計画ができた後は実行に移していただければと思います。

その他、いかがでしょうか。全体を通してご意見がありましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

まとめ

(分科会長)

言い残したご意見がありましたら、メール等でお送りいただければと思います。我々が担当している施策に加えて、他の部分についてもご指摘いただけて結構ですので、事務局までお送り願います。

以上で、本分科会で担当している施策分野についての質疑応答が終わりました。後期まちづくり計画については、8月に素案のパブリックコメントを予定しています。素案策定前の分科会での議論は今回が最後になります。その間、事務局において、今回の質疑応答で行われた議論を踏まえ、各委員からのご意見等の素案への反映について、前向きに検討をよろしくお願いたします。その内容の確認につきましては、今後、予定されています、専門部会、及び総会でさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたら、よろしくお願いたします。

連絡事項

(事務局)

次回以降の開催予定について、お知らせいたします。

パブリックコメント実施後の9月頃を予定していますが、この6月に部会を開催し、パブリックコメント前の7月中旬頃に総会を予定しており、総会については分科会のメンバーの皆様にもご出席いただくこととなりますので、また日程調整をさせていただきたいと思います。

先ほど、会長から説明がありましたが、6月の部会に向けて、他にもご意見等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。事務局内で調整させていただきまして、部会に持って上がりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

4 閉会

以 上